

多度津町農業委員会議事録

令和5年6月20日午前8時52分より午前9時21分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（6名）

2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（2名）

8番委員	中村稔
11番委員	山崎賢三

農地利用最適化推進委員（2名）

1番委員	堀家徹
7番委員	村井文数

農業委員会事務局職員

事務局長	尾崎 昭宏
農地係長	亀井 康
主 事	福家 眸

審 議 内 容

事務局長 おはようございます。
それでは、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。
続きまして、本日の出欠状況についてですが、山崎委員さん、中村委員さん、堀家推進委員さん、村井推進委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。
本日は、農業委員14名中12名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっておりますので、大西会長にお願いしたいと思っております。
よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速ですけれども、最初に本日の署名委員を私のほうから指名させていただきたいと思っております。

12番の篠原委員さん、それから13番の西山委員さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、昨日、行いました小委員会の報告を中北委員さんによりよろしくお願いいたしますと思っております。

中北委員 昨日、小委員を開きまして、2号議案1件ありましたので現地視察をしまして、事務方の説明を受けまして特段問題なかったように思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
特に問題はなかったような報告をいただきましたけれども、この報告につきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いいたします。

特にないようですので早速ですけれども議案のほうの準備に入りたい

と思います。

それでは、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から4番について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、これにつきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いいいたします。

特にございませんか。

ないようですので、議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側

の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。合計といたしまして、6件、16筆、10,892平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、6月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんか。

特にご意見等ないようですので、議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号につきましては承認することいたします。

以上で本日の議案の方は終わりですけども続きまして、事務局よりその他報告事項がありましたらよろしく願いいたします。

事務局長

事務局より6点ご報告させていただきます。

1点目は5月定例会の質問の回答について、2点目は相続届について、3点目は来月分の農地機構貸借案件について、4点目は農地利用最適化活動に係る農業委員会活動記録セットについて、5点目は県への令和6年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見の報告について、6点目は農業委員会事務の当年度目標の設定及び前年度活動の点検、評価についてです。

初めに1点目、5月定例会の質問の回答について報告申し上げます。

事務局

5月定例会内でご質問がありました、地籍調査により地目変更となった件数が多いようだが、税務調査時に、航空写真等での台帳の見直しは行わないのか。また、農業委員会へ提出しないと変更できないのかの質問について回答させていただきます。

担当課である税務課へ確認を行ったところ、航空写真等で明らかに現状が宅地や雑種地など農地以外に変更させているものについては、現状主義の観点から現地調査を行い、課税地目のみ変更を行っております。登記地目の変更はあくまで所有者等

の申請により法務局にて変更を行うものであり、税務課では、登記地目変更を行う権限がないので、登記地目の変更は行っておりません。なお、課税地目変更について、所有者への個別通知は行っておりませんが、固定資産税徴収時の書類に登記地目と課税地目の記載があり、確認いただけるため、その書類を通知に代えさせていただいておりますとの回答でしたのでご報告いたします。

以上です。

議長 報告の途中ですけれどもいつもなら報告事項を全部説明して後で質問等をお受けするんですが、1点目につきましては先月の質問の回答ということですので、ちょっとここで切らせていただきまして、13番委員さんからの質問、今の回答でよろしいでしょうか。

13番委員 登記地目と課税地目が2つあるということですね。

事務局 はい。

9番委員 どういうことか。それはちょっと違うんじゃないか。登記地目と。

事務局 課税地目が2つあるということです。

9番委員 それはあるな。

13番委員 登記地目については本人が申請しないから直さないということ。

事務局 税務課のほうでは直せないと回答をいただいています。

13番委員 課税地目については見直していつてるということですね。

事務局 はい。おっしゃるとおりです。

議長 いいですか。すいません。途中で区切りまして申し訳ないです。それでは続き、2点目から報告事項よろしく申し上げます。

事務局長 それでは2点目、相続届について報告をお願いします。

事務局 今月は、相続届が3件提出されております。書類については、個人情報関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。

以上です。

事務局長 続きまして3点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局 A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、6月27日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 4点目、農地利用最適化活動に係る農業委員会活動記録セットについて報告をお願いします。

事務局 毎月ご提出いただいている農地利用最適化活動の記録簿について、再度周知いたします。こちらの活動項目一覧と書かれた紙をご覧ください。国から交付されている農地利用最適化交付金の実績として毎月の活動記録を収集しております。これは、農地利用最適化活動や成果をしていただいた実績に応じて、時給1,000円を年度末に支給していることから、委員の皆様が活動実績の提出が必ず必要です。

ご提出いただくものは3月にお配りした農業委員会活動記録セット内の農業委員会活動記録簿を切り取ったこちらの用紙になります。

ご提出いただく際の注意点としまして、1点目は委員さん1人1人が月平均最低1日以上は活動しなければならないことです。2点目は、お配りしているA4の活動項目一覧と書かれた紙の中の最適化活動と書かれた2番担い手への農地の集積・集約化3番遊休農地の発生防止・解消、4番の新規参入の促進活動が交付金の活動実績の対象となることから、こちらに記載されている項目のみの記入をお願いします。昨年までは定例会の参加のみの場合も記載いただいておりましたが、今年度からは定例会の参加については記入する必要はありません。3点目は、提出していただく際は1ページだけ例外してA4の状態でご提出ください。たくさん活動をしていた際には、2枚、3枚と追加でご提出いただき、書くスペースが余っていてもそのままご提出ください。この活動実績については、1か月の合計活動時間が30分以上であれば1時間分とカウントできますので、定例会の行き帰りに15分ずつ農地の確認活動等をしていただくと、月に1日の活動をしたこととなるため、記録簿に30分と記載し提出をお願いいたします。最後に、多度津町農業委員会としては委員さん1人当たりの活動目標を月6日としておりますので、少しでも多くの活動にご協力をよろしくお願いいたします。

万が一、活動していない月があった場合についても、毎月の活動記録簿のご提出をよろしくお願いいたします。

ご不明点については、随時事務局までお問い合わせください。

以上です。

事務局長 続きまして5点目、県への令和6年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見の報告について報告をお願いします。

事務局 令和6年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見県提出への要望について、というホチキス止めの資料をご覧ください。お忙しいなか、ご協力いただきありがとうございました。皆様から頂いたご意見や要望を取りまとめて香川県農業会議へ報告させていただきます。ご確認ください。

以上です。

事務局長 6点目は、農業委員会事務の当年度目標の設定及び前年度活動の点検、評価について報告をお願いします。

事務局 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和5年度最適化活動の目標の設定等をお配りしております。こちらは、農業委員会の活動を年度ごとに点検、評価し、翌年度の計画を策定するものとなっております、これらの資料につきましては、農業委員会の了承を得た後、多度津町のホームページにて一般公開される予定となっております。現在、香川県農政課と内容について協議を行っており、一部修正が生じる場合もございます。令和4年度の活動実績と令和5年度の活動計画について記載しておりますので、内容をご確認いただき、ご意見、ご質問がございましたら、事務局までお願いいたします。

以上です。

事務局長 事務局からは以上となります。

議長 ありがとうございます。

先月の回答を含めて6点ほど報告をいただきましたけども、これについて何か質問等ありましたお受けしたいと思いますよろしく申し上げます。

特にございませんか。

ないようですので、続きまして来月の予定等々について事務局より報告をお願いします。

事務局長 引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

7月の小委員会は、18日火曜日の午前9時から2階、大会議室で行います。当番委員は6番斯波委員、推進委員は4番大谷委員にお願いしたいと思います。

定例会は、19日水曜日の午前9時から2階大会議室で行います。署名委員は14番細川委員、4番三野委員、5番横関委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

只今、来月等々の報告がありましたけども最後に全体にわたりまして何かご質問等ありましたらお受けしたいと思います。

特にございませんか。

特にないようですので今月の定例会につきましてはこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記